第

5 5 7 7

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年10月24日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

◇ 欠損金の控除限度額の見直し

♀: 平成28年度の税制改正では、欠損金の 控除限度額の見直しが行われているとか。ど のような内容になったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

平成28年度の税制改正では、欠損金の控除 限度額の見直しが行われ、次のようになって います。

- ①平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度・・・欠損金額控除前の所得の金額の65%相当額
- ②平成28年4月1日から平成29年3月31日ま での間に開始する事業年度・・・欠損金額控 除前の所得の金額の60%相当額
- ③平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度・・・欠損金額控除前の所得の金額の55%相当額
- ④平成30年4月1日以後の開始する事業年度・・・欠損金額控除前の所得の金額の50%相当額

ただし、この取扱いは、大法人だけで、中 小法人等には適用がありません。

また、この取扱いと同時に、青色欠損金及び災害損失金の繰越期間が9年から10年に延長される改正も行われており、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じる欠損金について適用されることとなっています。







